

栃木県産業再生委員会の会議の公開に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、栃木県産業再生委員会（以下、「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開することを原則とする。ただし、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

2 会議の公開又は非公開の決定は、委員長が委員会に諮って行うものとする。

3 委員会は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、委員長が当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 公開する会議においては、傍聴を認める定員を10名（記者は除く）とし、会場に傍聴席及び記者席を設けるものとする。

3 傍聴は、受付で傍聴希望者に氏名、住所を記載させた上で、先着順に定員に達するまで認める方法で行うものとする。ただし、定員に達した後も傍聴席等に余裕がある場合は、傍聴を認めるものとする。

4 会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を別紙のとおり定め、傍聴者への周知等会議開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

(部会の会議の公開)

第4条 部会の会議の公開については、第2条の規定を準用する。

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年8月4日から施行する。

